

国立大学法人和歌山大学教職員年俸制給与規程

制 定 平成26年11月28日

法人和歌山大学規程 第1576号

最終改正 令和 8年 1月19日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第33条ただし書きの規定に基づき、年俸制の適用を受ける教職員（以下「教職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 教職員の給与は、基本年俸、業績年俸及び諸手当とする。

2 業績年俸は、業績給と外部資金等獲得インセンティブとする。

3 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、入試手当、事業実施手当、超過勤務手当、休日手当及び管理教職員特別勤務手当とし、国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に準じて支給する。また、給与規程第13条に規定する「俸給の調整額」を「基本給の調整額」と読み替え、同条の規定に準じて諸手当として支給する。

(給与の支払方法等)

第3条 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給（以下「基本給」という。）として、毎月支給する。

2 給与の支払方法等については、給与規程第3条から第5条までの規定を準用する。この場合において、基本給、基本給の調整額、基本業績給及び変動業績給は、それぞれ給与規程に定める俸給、俸給の調整額、期末手当及び勤勉手当に準じて支給するものとする。

3 外部資金等獲得インセンティブは、当該会計年度の最後の基本給の支給定日に支給する。ただし、当該教職員が年度途中で退職する場合は、当該教職員に支給する最後の基本給の支給定日に支給する。

第4条から第5条まで 削除

(端数の処理)

第6条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、別段の定めがある場合を除き、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本年俸

(基本年俸)

第7条 基本年俸は、次条の基本年俸表に定める級及び号俸に基づくものとする。

2 基本年俸の支払期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、当該期間の途中で採用された教職員については、基本給に採用日以降の月数を乗じた額を、当該年における基本年俸とする。

(基本年俸表の種類)

第8条 基本年俸表は、別表第1のとおりとする。

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本年俸表に定める職務の級に分類する。

教職員年俸制給与規程

(初任給)

第9条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第10条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第11条 就業規則第36条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(号俸の改定)

第12条 教職員の号俸は、1月1日に、その者の勤務成績に応じて、改定を行うことができる。

- 2 号俸の改定は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 3 号俸の改定は、予算の範囲内で行うこととする。

第3章 業績年俸

(業績給)

第13条 業績給は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員及び基準日前1か月以内に退職又は死亡した教職員に支給する。

- 2 業績給は、基本業績給及び変動業績給とし、本条に規定するほか、基本業績給は給与規程第30条に定める期末手当に、変動業績給は同規程第31条に定める勤勉手当に準じて支給する。
- 3 6月期に支給する基本業績給の額は、基本業績給基礎額に、別表第2に定める基本支給率の2分の1と、基準日（6月1日）以前6か月以内の期間における教職員の在職期間に応じた別表第3に定める期間率を乗じて得た額とする。
- 4 12月期に支給する基本業績給の額は、基本業績給基礎額に、別表第2に定める基本支給率と、基準日（12月1日）以前1年以内の期間における教職員の在職期間に応じた別表第3に定める期間率を乗じて得た額から、直前の6月期に支給した基本業績給を減じた額とする。
- 5 6月期に支給する変動業績給の額は、変動業績給基礎額に別表第2の評定区分Bに定める成績率の2分の1と、基準日（6月1日）以前6か月以内の期間における教職員の勤務期間に応じた別表第3の2に定める期間率を乗じて得た額とする。
- 6 12月期に支給する変動業績給の額は、変動業績給基礎額に、教職員の前年度を評価対象期間とする教員活動状況評価結果に応じた別表第2に定める成績率（ただし、前年度を評価対象期間とする教員活動状況評価が実施されなかった者については、別表第2の評定区分Bに定める成績率）と、基準日（12月1日）以前1年以内の期間における教職員の勤務期間に応じた別表第3の2に定める期間率を乗じて得た額から、直前の6月期に支給した変動業績給を減じた額とする。
- 7 前項において、基準日（12月1日）以前1年以内の期間に、教職員が就業規則第44条第1項各号の一又は第46条に該当する場合は、別に定めるところにより成績率を減ずるものとする。
- 8 基本業績給基礎額は給与規程第30条第3項から第5項に規定する期末手当基礎額に、変動業績給基礎額は同規程第31条第3項及び第4項に規定する勤勉手当基礎額に準じるものとする。

(外部資金等獲得インセンティブ)

第14条 国立大学法人和歌山大学外部資金等獲得インセンティブ経費配分規程第2条第1号に規定する外部資金等(以下「外部資金等」という。)を獲得し、研究遂行等に関連して間接的に必要となる経費(以下「間接経費」という。)が措置された場合は、間接経費相当額の30%を上限にインセンティブとして支給することができる。

2 外部資金等を獲得し、研究遂行等に必要となる経費のうち研究代表者等人件費活用制度の適用が承認された場合は、当該経費の person 費相当財源のうち50%を上限にインセンティブとして支給することができる。

第4章 給与の特例等

(休職者の給与)

第15条 教職員が休職にされた場合の給与については、給与規程第33条の規定を準用する。

この場合において、同条に規定する「俸給」を「基本給、基本給の調整額」と読み替え、基本業績給は期末手当、変動業績給は勤勉手当に準じて取り扱うものとする。

(給与の減額)

第16条 給与の減額については、給与規程第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「俸給月額」とあるのは「基本給」と、「俸給の調整額」とあるのは「基本給の調整額」と、「期末手当」とあるのは「基本業績給」と、「勤勉手当」とあるのは「変動業績給」と、「俸給」とあるのは「基本給及び基本給の調整額」と読み替えるものとする。

(クロス・アポイントメント制度が適用される教職員の給与)

第18条 国立大学法人和歌山大学クロス・アポイントメント制度に関する規程に基づきクロス・アポイントメント制度を適用する教職員の給与の取扱いについては、前条までの規定にかかわらず、本学と相手方機関との協議により決定する。

第5章 規則の実施

第19条 削除

(雑則)

第20条 教職員の給与に関しては、本規程に定めるもののほか、本規程に関する運用・解釈等については、必要に応じ、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則(平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1635号)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1745号)

この改正規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1825号)

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1879号)

この改正規程は、平成29年1月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

教職員年俸制給与規程

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2028号）

この改正規程は、平成30年1月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2029号）

- 1 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において国立大学法人和歌山大学年俸制教職員給与規程の教育職基本年俸表の適用を受けていた教職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸と同額の号俸とする。

附 則（平成30年9月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2087号）

この改正規程は、平成30年9月3日から施行する。

附 則（平成31年1月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2108号）

この改正規程は、平成31年1月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2198号）

この改正規程は、令和元年12月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2203号）

- 1 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程の施行日以降に教職員となった者に適用する年俸制は、文部科学省の国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日付け事務連絡）に対応した退職時に退職手当を支給する年俸制（以下「特定年俸制」という。）とする。
- 3 特定年俸制が適用される教職員に業績給を支給する際の第13条各項の適用においては、「別表第2」とあるのは「別表第2の2」とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、この改正規程の施行日前に在職する教職員からの申し出があった場合は、申し出の日の属する月の翌月以降、特定年俸制に切り替えることができるものとする。

附 則（令和2年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2315号）

この改正規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2360号）

この改正規程は、令和3年6月28日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2428号）

- 1 この改正規程は、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（第208回国会）」が成立し、施行される日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する業績給の額は、国立大学法人和歌山大学教職員年俸制給与規程（以下「年俸制給与規程」という。）第13条第2項の規定及び改正後の年俸制給与規程別表第2又は別表第2の2の規定にかかわらず、年俸制給与規程第13条第2項の規定及び改正後の年俸制給与規程別表第2又は別表第2の2の規定により算定される業績給の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された業績給の額に、それぞれの教職員に係る年俸制給与規程第13条第3項及び改正前の年俸制給与規程別表第2又は別表第2の2に規定する成績率から、年俸制給与規程第13条第2項及び改正前の年俸制給与規程別表第2又は別表第2の2に規定する成績率を減じた割合で、0.15を除して得た割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績給は、支給しない。

附 則（令和4年9月7日一部改正：法人和歌山大学規程第2475号）

この改正規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2488号）

この改正規程は、令和4年11月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年12月8日一部改正：法人和歌山大学規程第2691号）

この改正規程は、令和5年12月8日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

附 則（令和7年3月6日一部改正：法人和歌山大学規程第2798号）

この改正規程は、令和7年3月6日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

ただし、改正後の第4条第3項及び第14条の規定は、令和7年1月1日から適用する。

附 則（令和8年1月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2902号）

1 この改正規程は、令和8年1月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

ただし、改正後の国立大学法人和歌山大学教職員年俸制給与規程（以下「年俸制給与規程」という。）第13条、別表第2及び別表第2の2の規定は、令和8年4月1日から適用する。2改正前の年俸制給与規程の適用を受けていた教職員の改正後の号俸は、教職員が改正前に受けていた基本年俸の額を下回らない範囲内において、国立大学法人和歌山大学教職員給与規程の適用を受ける教職員との権衡を考慮して、学長が決定する。

3 令和7年12月に支給する業績給については、改正前の年俸制給与規程別表第2及び別表第2の2の規定にかかわらず、次の表に掲げる成績率によるものとする。

別表第2

評定	S	A	B	C	D
成績率	6.5835	6.1745	5.97	5.325	5.225

別表第2の2

評定	S	A	B	C	D
成績率	5.1835	4.7745	4.57	3.925	3.825

別紙第1 教育職基本年俸表（第8条関係）

職務 の級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	基本年俸額（月額） 円	基本年俸額（月額） 円	基本年俸額（月額） 円	基本年俸額（月額） 円	基本年俸額（月額） 円
1	3,308,400 (275,700)	4,250,400 (354,200)	4,898,400 (408,200)	5,762,400 (480,200)	6,966,000 (580,500)
2	3,334,800 (277,900)	4,269,600 (355,800)	4,917,600 (409,800)	5,860,800 (488,400)	7,050,000 (587,500)
3	3,360,000 (280,000)	4,288,800 (357,400)	4,933,200 (411,100)	5,962,800 (496,900)	7,119,600 (593,300)
4	3,382,800 (281,900)	4,306,800 (358,900)	4,947,600 (412,300)	6,063,600 (505,300)	7,178,400 (598,200)
5	3,404,400 (283,700)	4,324,800 (360,400)	4,962,000 (413,500)	6,162,000 (513,500)	7,225,200 (602,100)
6	3,422,400 (285,200)	4,344,000 (362,000)	4,974,000 (414,500)	6,254,400 (521,200)	7,260,000 (605,000)
7	3,440,400 (286,700)	4,363,200 (363,600)	4,986,000 (415,500)	6,344,400 (528,700)	7,286,400 (607,200)
8	3,458,400 (288,200)	4,381,200 (365,100)	4,996,800 (416,400)	6,430,800 (535,900)	7,310,400 (609,200)
9	3,480,000 (290,000)	4,398,000 (366,500)	5,007,600 (417,300)	6,510,000 (542,500)	
10	3,502,800 (291,900)	4,422,000 (368,500)	5,019,600 (418,300)	6,572,400 (547,700)	
11	3,524,400 (293,700)	4,446,000 (370,500)	5,032,800 (419,400)	6,627,600 (552,300)	
12	3,547,200 (295,600)	4,468,800 (372,400)	5,046,000 (420,500)	6,679,200 (556,600)	
13	3,571,200 (297,600)	4,490,400 (374,200)	5,058,000 (421,500)	6,716,400 (559,700)	
14	3,595,200 (299,600)	4,509,600 (375,800)	5,071,200 (422,600)	6,750,000 (562,500)	
15	3,619,200 (301,600)	4,528,800 (377,400)	5,083,200 (423,600)	6,782,400 (565,200)	
16	3,643,200 (303,600)	4,545,600 (378,800)	5,095,200 (424,600)	6,811,200 (567,600)	
17	3,666,000 (305,500)	4,561,200 (380,100)	5,107,200 (425,600)	6,835,200 (569,600)	
18	3,696,000 (308,000)	4,579,200 (381,600)	5,120,400 (426,700)		
19	3,728,400 (310,700)	4,593,600 (382,800)	5,133,600 (427,800)		
20	3,759,600 (313,300)	4,609,200 (384,100)	5,146,800 (428,900)		
21	3,790,800 (315,900)	4,624,800 (385,400)	5,158,800 (429,900)		
22	3,819,600 (318,300)	4,639,200 (386,600)	5,172,000 (431,000)		
23	3,848,400 (320,700)	4,653,600 (387,800)	5,185,200 (432,100)		
24	3,874,800 (322,900)	4,666,800 (388,900)	5,198,400 (433,200)		
25	3,901,200 (325,100)	4,680,000 (390,000)	5,209,200 (434,100)		
26	3,925,200 (327,100)	4,695,600 (391,300)	5,222,400 (435,200)		
27	3,949,200 (329,100)	4,711,200 (392,600)	5,234,400 (436,200)		
28	3,973,200 (331,100)	4,726,800 (393,900)	5,246,400 (437,200)		
29	3,997,200 (333,100)	4,741,200 (395,100)	5,257,200 (438,100)		
30	4,020,000 (335,000)	4,756,800 (396,400)	5,270,400 (439,200)		
31	4,042,800 (336,900)	4,772,400 (397,700)	5,282,400 (440,200)		
32	4,065,600 (338,800)	4,786,800 (398,900)	5,295,600 (441,300)		
33	4,087,200 (340,600)	4,801,200 (400,100)	5,307,600 (442,300)		
34	4,110,000 (342,500)	4,815,600 (401,300)	5,322,000 (443,500)		
35	4,132,800 (344,400)	4,830,000 (402,500)	5,335,200 (444,600)		
36	4,155,600 (346,300)	4,843,200 (403,600)	5,349,600 (445,800)		
37	4,176,000 (348,000)	4,855,200 (404,600)	5,358,000 (446,500)		
38	4,190,400 (349,200)	4,869,600 (405,800)	5,368,800 (447,400)		
39	4,203,600 (350,300)	4,882,800 (406,900)	5,379,600 (448,300)		
40	4,215,600 (351,300)	4,894,800 (407,900)	5,389,200 (449,100)		
41	4,221,600 (351,800)	4,908,000 (409,000)	5,398,800 (449,900)		
42	4,226,400 (352,200)	4,922,400 (410,200)	5,409,600 (450,800)		
43	4,231,200 (352,600)	4,935,600 (411,300)	5,419,200 (451,600)		
44	4,234,800 (352,900)	4,948,800 (412,400)	5,427,600 (452,300)		
45	4,240,800 (353,400)	4,959,600 (413,300)	5,436,000 (453,000)		
46	4,246,800 (353,900)	4,971,600 (414,300)	5,446,800 (453,900)		
47	4,252,800 (354,400)	4,983,600 (415,300)	5,457,600 (454,800)		
48	4,256,400 (354,700)	4,994,400 (416,200)	5,468,400 (455,700)		
49	4,260,000 (355,000)	5,008,800 (417,400)	5,479,200 (456,600)		
50	4,263,600 (355,300)	5,024,400 (418,700)	5,490,000 (457,500)		
51	4,267,200 (355,600)	5,041,200 (420,100)	5,502,000 (458,500)		
52	4,270,800 (355,900)	5,056,800 (421,400)	5,512,800 (459,400)		
53	4,275,600 (356,300)	5,066,400 (422,200)	5,524,800 (460,400)		
54	4,279,200 (356,600)	5,078,400 (423,200)	5,536,800 (461,400)		
55	4,284,000 (357,000)	5,090,400 (424,200)	5,547,600 (462,300)		
56	4,287,600 (357,300)	5,103,600 (425,300)	5,559,600 (463,300)		
57	4,291,200 (357,600)	5,114,400 (426,200)	5,570,400 (464,200)		
58	4,296,000 (358,000)	5,122,800 (426,900)	5,581,200 (465,100)		

59	4, 299, 600 (358, 300)	5, 132, 400 (427, 700)	5, 592, 000 (466, 000)
60	4, 304, 400 (358, 700)	5, 140, 800 (428, 400)	5, 604, 000 (467, 000)
61	4, 308, 000 (359, 000)	5, 149, 200 (429, 100)	5, 613, 600 (467, 800)
62	4, 311, 600 (359, 300)	5, 158, 800 (429, 900)	5, 618, 400 (468, 200)
63	4, 316, 400 (359, 700)	5, 168, 400 (430, 700)	5, 625, 600 (468, 800)
64	4, 320, 000 (360, 000)	5, 175, 600 (431, 300)	5, 632, 800 (469, 400)
65	4, 323, 600 (360, 300)	5, 182, 800 (431, 900)	5, 641, 200 (470, 100)
66	4, 328, 400 (360, 700)	5, 188, 800 (432, 400)	5, 649, 600 (470, 800)
67	4, 332, 000 (361, 000)	5, 193, 600 (432, 800)	5, 653, 200 (471, 100)
68	4, 336, 800 (361, 400)	5, 198, 400 (433, 200)	5, 660, 400 (471, 700)
69	4, 341, 600 (361, 800)	5, 202, 000 (433, 500)	5, 665, 200 (472, 100)
70	4, 345, 200 (362, 100)	5, 205, 600 (433, 800)	5, 670, 000 (472, 500)
71	4, 350, 000 (362, 500)	5, 209, 200 (434, 100)	5, 673, 600 (472, 800)
72	4, 354, 800 (362, 900)	5, 214, 000 (434, 500)	5, 677, 200 (473, 100)
73	4, 358, 400 (363, 200)	5, 217, 600 (434, 800)	5, 680, 800 (473, 400)
74	4, 363, 200 (363, 600)	5, 221, 200 (435, 100)	5, 684, 400 (473, 700)
75	4, 368, 000 (364, 000)	5, 226, 000 (435, 500)	5, 688, 000 (474, 000)
76	4, 372, 800 (364, 400)	5, 230, 800 (435, 900)	5, 691, 600 (474, 300)
77	4, 376, 400 (364, 700)	5, 234, 400 (436, 200)	5, 695, 200 (474, 600)
78	4, 381, 200 (365, 100)	5, 238, 000 (436, 500)	5, 700, 000 (475, 000)
79	4, 386, 000 (365, 500)	5, 242, 800 (436, 900)	5, 703, 600 (475, 300)
80	4, 392, 000 (366, 000)	5, 246, 400 (437, 200)	5, 707, 200 (475, 600)
81	4, 398, 000 (366, 500)	5, 250, 000 (437, 500)	5, 710, 800 (475, 900)
82	4, 405, 200 (367, 100)	5, 254, 800 (437, 900)	5, 715, 600 (476, 300)
83	4, 413, 600 (367, 800)	5, 258, 400 (438, 200)	5, 719, 200 (476, 600)
84	4, 420, 800 (368, 400)	5, 262, 000 (438, 500)	5, 722, 800 (476, 900)
85	4, 428, 000 (369, 000)	5, 265, 600 (438, 800)	5, 726, 400 (477, 200)
86	4, 435, 200 (369, 600)	5, 269, 200 (439, 100)	
87	4, 442, 400 (370, 200)	5, 271, 600 (439, 300)	
88	4, 449, 600 (370, 800)	5, 275, 200 (439, 600)	
89	4, 455, 600 (371, 300)	5, 278, 800 (439, 900)	
90	4, 460, 400 (371, 700)	5, 282, 400 (440, 200)	
91	4, 464, 000 (372, 000)	5, 284, 800 (440, 400)	
92	4, 468, 800 (372, 400)	5, 288, 400 (440, 700)	
93	4, 473, 600 (372, 800)	5, 292, 000 (441, 000)	
94	4, 478, 400 (373, 200)	5, 295, 600 (441, 300)	
95	4, 483, 200 (373, 600)	5, 299, 200 (441, 600)	
96	4, 488, 000 (374, 000)	5, 302, 800 (441, 900)	
97	4, 495, 200 (374, 600)	5, 306, 400 (442, 200)	
98	4, 501, 200 (375, 100)	5, 310, 000 (442, 500)	
99	4, 506, 000 (375, 500)	5, 313, 600 (442, 800)	
100	4, 512, 000 (376, 000)	5, 317, 200 (443, 100)	
101	4, 516, 800 (376, 400)	5, 320, 800 (443, 400)	
102	4, 522, 800 (376, 900)	5, 324, 400 (443, 700)	
103	4, 526, 400 (377, 200)	5, 328, 000 (444, 000)	
104	4, 530, 000 (377, 500)	5, 331, 600 (444, 300)	
105	4, 536, 000 (378, 000)	5, 334, 000 (444, 500)	
106	4, 540, 800 (378, 400)		
107	4, 546, 800 (378, 900)		
108	4, 552, 800 (379, 400)		
109	4, 557, 600 (379, 800)		
110	4, 563, 600 (380, 300)		
111	4, 568, 400 (380, 700)		
112	4, 573, 200 (381, 100)		
113	4, 578, 000 (381, 500)		
114	4, 582, 800 (381, 900)		
115	4, 587, 600 (382, 300)		
116	4, 592, 400 (382, 700)		
117	4, 597, 200 (383, 100)		
118	4, 602, 000 (383, 500)		
119	4, 606, 800 (383, 900)		
120	4, 611, 600 (384, 300)		
121	4, 615, 200 (384, 600)		

122	4,620,000 (385,000)			
123	4,624,800 (385,400)			
124	4,628,400 (385,700)			
125	4,633,200 (386,100)			
126	4,639,200 (386,600)			
127	4,645,200 (387,100)			
128	4,650,000 (387,500)			
129	4,654,800 (387,900)			
130	4,660,800 (388,400)			
131	4,666,800 (388,900)			
132	4,672,800 (389,400)			
133	4,678,800 (389,900)			
134	4,684,800 (390,400)			
135	4,690,800 (390,900)			
136	4,696,800 (391,400)			
137	4,702,800 (391,900)			
138	4,708,800 (392,400)			
139	4,714,800 (392,900)			
140	4,720,800 (393,400)			
141	4,726,800 (393,900)			

別表第2（第13条関係）

評定区分	S	A	B	C	D
基本支給率	3.925				
成績率	2.505	2.275	2.045	1.4	1.3

別表第2の2（第13条関係）

評定区分	S	A	B	C	D
基本支給率	2.525				
成績率	2.505	2.275	2.045	1.4	1.3

別表第3（第13条関係）

在 職 期 間		期 間 率
6月の場合（過去6ヶ月間）	12月の場合（過去1年）	
6か月	12か月	100分の100
5か月以上6か月未満	10か月以上12か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	6か月以上10か月未満	100分の60
3か月未満	6か月未満	100分の30

別表第3の2（第13条関係）

勤 務 期 間		期 間 率
6月の場合（過去6ヶ月間）	12月の場合（過去1年）	
6か月	12か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	11か月以上12か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	10か月以上11か月未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	9か月以上10か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	8か月以上9か月未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	7か月以上8か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	6か月以上7か月未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	5か月以上6か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	4か月以上5か月未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	3か月以上4か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	2か月以上3か月未満	100分の15
15日以上1か月未満	1か月以上2か月未満	100分の10
15日未満	1か月未満	100分の5
零	零	零